

第三章 近世社会の展開



天明4年奉納船絵馬

- 第一節 幕政と藩政の展開
- 第二節 兵庫津と商業
- 第三節 村落社会の動向
- 第四節 農業と在方産業の展開
- 第五節 酒造業の展開
- 第六節 近世中期の海運と浦船
- 第七節 交通・通信網の展開

第一節 幕政と藩政の展開

1 享保の改革

財政改革
享保元年（一七一六）、紀州藩主から八代將軍となった徳川吉宗は、延享二年（一七四五）に將軍職を退くまでの約三〇年間、強大な將軍権力を背景として、財政改革、これを遂行する行政機構の整備、法制の改正等を中心に幕政全般にわたる諸改革を行った。

幕府財政は、五代將軍綱吉の頃の累積債務に折からの不作も加わり、享保七年以降極度に悪化し、旗本・御家人への俸禄支給にも支障をきたすようになっていた。そのため幕府は、同年、諸大名に対して高一万石につき一〇〇石の上米あけまいを命じ、これを旗本・御家人に支給する切米・扶持米にあてた。同時にこの代償として、参勤交代で江戸に在府すべき一年を半年間に短縮し、この措置を享保十五年まで続けることで、当座の財政難をしのいだ。

一方、享保七年には、新田開発可能な土地があれば、幕府領・私領が入り組んでいる所でも所定の手続きをもって願ひ出た者には開発を許可する旨の高札を江戸日本橋に立て、町人資本の投下による開発を促し、



写真 59 八部郡山田 8 カ村連印定免請願書 (部分)

同十一年には新田検地条目も施行した。その結果、享保七年までは四一〇万石弱であった幕府領石高が、吉宗が將軍を辞した延享二年には四六〇万石余へと大幅に増加することとなった。この段階にできた主要新田としては、越後国の紫雲寺潟新田のほかに、元文元年(一七三六)の検地で一万二六〇〇石余を打ち出した武藏野新田、縄請反別が七〇〇町歩余といわれる武藏国足立郡の見沼新田などが挙げられ、関東地方に大規模なものが目立つ。兵庫県域でも、北摂の川西地方、播磨国加東郡などで、享保改革期に集中的な新田開発の行われたことが『兵庫県史』にみえるが、神戸市域での新田開発は、むしろ一七世紀後半がピークと見られ(122頁)、享保改革期に大規模な新田開発が行われた形跡はない。

幕府は、こうした新田開発と並行して、年貢の増徴と財政の安定化を意図し、従来の年貢収納の在り方も大きく転換させていく。まず第一は、享保七年頃から定免制じょうめんせいを採用するようになることである。定免制とは、過去数年間の収穫量の平均を基礎として、年貢量を一定にすることである。これは、役人を派遣して稲穂の実り具合を調べたうえで年ごとの年貢量を定めてきた従来の検見法が、役人の接待のために費用がかかるうえ、農期を逸したり、役人の不正が絶えないなど多くの問題を抱えていたため、これを是

表 48 西小部村の年貢率

年代	村高	毛付高	取米	年貢率	備考
元禄 5(1692)	石 347.812	石 320.999	石 204.166	% (63.6%)	
正徳 5(1711)	347.007	346.914	192.589	55.5 (55.5%)	
享保 2(1717)	〃	343.365	199.529	57.5 (58.11%)	
〃 6(1721)	〃	346.914	208.204	60.0 (60.02%)	この年のみ皆銀納 享保9～13年定免
〃 12(1727)	〃	〃	〃	〃 (〃)	
寛保 1(1741)	〃	329.779	207.761	59.87(63.00)	
文化11(1814)	〃	346.914	183.882	52.99(53.01)	文化5～11年定免

(注) 年貢率の()は毛付高に対する割合。

資料:「内田家文書」

正しようとして採用されたといわれる。しかし現実には、年貢率を引き上げること、年貢増徴の有力な手段とされ、かつ一定の年貢量を恒常的に確保し得る点で、幕府財政の安定化に寄与するものであった。またこの時期、定免法と並んで「有毛^{ちりけ}検見法」という新たな年貢取形態も登場する。従来の検見法は、近世初期の検地で定められた田畑の等級を基準とした基本年貢量から、不作時の検見によって損毛分を差し引くというものであった。しかし有毛検見法は、これを改め、上中下の等級にかかわらず一筆ごとに坪刈りを行って収穫量を算定するという方法である。これは、近世初頭以来の農業生産力の発展により、初期検地段階の田畑の等級がもはや実情に合わなくなっていたことへの現実的対応であるともいえる。有毛検見法もまた、農業生産力の発展を確実に把握することで、年貢増徴を果たす手段となった。さらに幕府は、畿内幕府領農村に対して、従来の三分一銀納値段に増金を付加するなどの方法をとることによっても、年貢の実質的な増徴を図っている。

こうした、享保期における一連の年貢増徴策の結果、幕府領の年貢は、享保元年～八年の平均一三七万五千石余から、延享三年～明和元

第一節 幕政と藩政の展開

表 49 西代村の年貢率

年代	村高	毛付高	取米	年貢率
正保 2(1645)	石 454.650	石 442.322	石 291.431	% 64.1
寛文13(1673)	〃		286.430	63.0
天和 2(1682)	〃		〃	〃
享和10(1725)	455.471	455.271	278.007	61.04

資料：「西代協議会文書」

年（一七六四）の平均一六五万四千石へと、二割以上の増加を示すことになった。市域幕府領の村々でも、享保中期以降には定免制が採用され、例えば西小部村（表48）に見られるように、享保六年（寛保元年（一七四一））の年貢量は、それ以前に比べて増加しており、しかも二〇七〜二〇八石台に固定している。また年貢率も、村高の六割を維持しており、享保改革期の幕府年貢政策が裏づけられる。

しかし、同じ幕府領でも西代村では、近世初頭より年貢率が六割を超えており、享保期に至り年貢量・年貢率ともに、むしろ減少する傾向さえも示している（表49）。これらの理由については明らかでないが、今後さらに検討されるべき課題であろう。

さて幕府領の各村で集められた年貢米は、とりあえず村の郷蔵に保管されたあと、幕府の指示によって江戸の蔵か大坂城または二条城の蔵かに収められたが、例えば八部郡の場合は村からいったん兵庫津に運ばれている。この村からの搬出を当時津出しといい、およその予定日限に合わせて村の責任で行われた。兵庫でももちろん一時蔵に保管されたが、商人の蔵が利用されたので蔵敷料がかかった。専用の蔵が建てられたのは幕末である。江戸へ運ぶ場合は廻米、大坂・京の場合は詰米と呼ばれたが、兵庫からはおよそ郡単位に幕府領の村々が組み合わさって一体となり、選ばれた納庄屋が年貢米に付き添って、三カ所のうちその年幕府の指示する蔵へ送付した。江戸へは廻船で、大坂・京の場合も船が利用されたが、二条城へは淀川沿いの鳥羽辺から陸送された。納庄屋は、指定された蔵で年貢米

を納付する時、数量不足や搬送途中での濡れ損・俵くずれなどの痛みの処理に当たった。この分は納付側の責任とされてその費用は組合村々が負担したが、五里以上に及ぶ運送費は幕府がもつ原則で後で精算された。江戸まで出向いた納庄屋が、無事納付を終えたあと、江戸土産に浅草海苔を買って陸路旅を重ねて帰村した時の記録などを残すこともある。

幕府は、財政改革の一環として通貨政策にも着手した。

貨幣改鑄についてはすでに、正徳四年（一七一四）、新井白石の建議した「改貨五原則」に基づき慶長金銀と同質の正徳金銀が発行されていた。しかし、新旧貨交換は遅々として進まず、これを引き継ぐことになった享保三年「新金銀通用令」を出して、享保八年以降は旧貨の通用を禁じるとともに、その後は金銀座において旧貨を貨幣ではなく潰金銀の価格をもって引き取る旨の触書を出し、ほぼこれを達成した。こうして、通貨統一が完全に実現されたといえぬまでも、通貨の混乱を收拾するという幕府の目的は、このころ一応達成されたとみることができよう。

しかし、この享保初期の通貨収縮策は、全体的な緊縮財政とあいまって社会に不況をもたらすことになった。そこで、元文元年、幕府は「世間の金銀が不足しているため、貨幣の流通が円滑に行われていない」として、貨幣改鑄を断行した。この時発行された文字金銀は、正徳金銀より質は劣ったが、幕府はこれを正徳金銀と対等に通用すべきことを命じた。ただし、金銀座での新旧貨引き替えにあたっては、金は六割五分、銀は五割の割増をつけることで通貨量を増加させ、不況緩和を図った。この文字金銀は、ほどなく安定し、金は文政二年（一八一九）まで八三年間、銀は同三年まで八四年間変更なく流通し、慶長金銀を除くと最も安

定した通貨であったといえる。正徳期以来の幕府の念願であった通貨の安定が、この時期に至って漸く実現したといえよう。また同時に、大量の鑄銭も行われ、銅銭・鉄銭をあわせて近世の総鑄銭量の半分ほどが、元文元年以降一〇年の間に鑄造されたといわれる。金銀貨安定の背景には、この歴大な鑄銭の効果があつたのである。

行政機構と

法制の整備

幕府は、前項で述べたような財政再建の課題を果たすために、勘定所機構の整備・確立にも力を注いだ。まず享保六年勘定所が、公事訴訟を中心とする臨時的問題を担当する公事方と、年貢・金銭出納など恒常的事項を担当する勝手方とに分けられた。翌七年には、老中水野忠之が勝手掛に任じられるとともに、勘定奉行・同吟味役が、ともに公事方・勝手方いずれかの部門を一年交代で専門に担当する体制を整え、さらに、翌八年には、勘定組頭や勘定衆らの吏員がそれぞれ五つの係に分かれ、専門分化した仕事を担当する体制も整備された。

一方、同年定められた足高としだかの制は、各役職ごとに基準の家禄（役高）を設定し、それに達しない家禄の者には、在職中のみ禄を足して支給するというものであり、少禄の者にも高い役職につく道を開くことになった。この足高の制によって現実に登用された人材の多くも、勘定所の役人たちであった。こうして、財務・民政を担う勘定所機構は、享保期半ばの段階で、ほぼ確立したといえよう。

以上のような機構改革と並んで、訴訟裁判制度の改正・整備も図られた。その第一は、刑罰の相対的な緩和である。その手始めとして、まず享保五年、耳そぎ・鼻そぎといった肉刑に代えて、新たに敲たたきの刑が創設された。翌六年には、追放刑を制限すべき旨が布達され、原則として従来（元禄）の追放刑に該当する罪には、科料

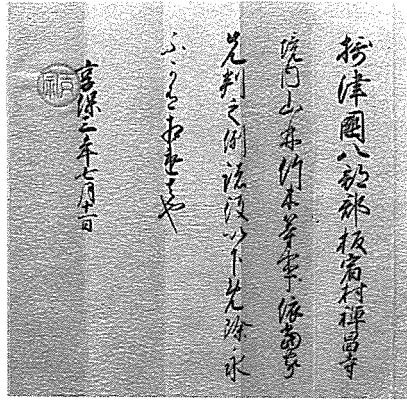


写真 60 徳川吉宗朱印状(部分)

(罰金)を課することにした。

また、庶民に対する親族の縁坐も原則として廃止され、拷問も、重罪容疑者で証拠明白な者の自白を得るためにのみ認められることとなった。耳そぎ・鼻そぎの刑や追放刑、あるいは縁坐の制などは、いずれも戦国期以来の刑罰の名残りであり、近世前期までは広く行われてきた。しかし、大都市の発達と、窃盗、博奕、売春といった相対的には軽微な犯罪が多発する当時の状況下で、それらの刑罰では十分対応できなかつたり、効果を期待できない事態に立ち至っていたのである。とりわけ追放刑の場合は、追放になった後も大都市に紛れ込んで再び罪を犯す者が多く、縁坐も、たとえば江戸で起こった主殺しの場合などは、本人のみならず、遠い郷里に住み事情も知らなかつた親・兄弟・おい・めい・いとこなど、乳幼児を含む広範な親族まで、斬首のうえ獄門とされるなど、苛烈極まるものがあつた。庶民の縁坐の廃止や拷問の制限等は、享保改革期の刑罰改編が不十分ながらも一定の合理的方向性を持っていたことを示しているといえる。

第二は、上方八カ国の民事的訴訟の管轄権を再編成した点である。従来、上方八カ国の刑事・民事にわたる裁判権については、京都町奉行(山城・近江・丹波)、大坂町奉行(摂津・河内・のちに播磨)、奈良奉行(大和)、堺奉行(和泉)が、それぞれの国支配を基礎とする固有の裁判権を有していた。しかし、民事訴訟のうちでも、

「地方公事」（山論・水論など係争地に密着した争い）と、寺社に関わる訴訟に限っては、上方八カ国の代官を管掌・支配する京都町奉行に、その管轄権があった。しかし享保七年、幕府はこれら「地方公事」と寺社に関わる訴訟についても、八カ国を四カ国ずつに分け、摂津・河内・和泉・播磨の四カ国のそれは、従来の京都町奉行所から大坂町奉行所へ移管する旨を布達した。これにより、撰・播の人々は、山論・水論訴訟のためにわざわざ京都へ赴く必要はなくなり、刑事・民事を含めて両国内の、幕府領・私領の農民が入り組んで争う事件・訴訟の大半は、大坂町奉行所が裁くことになったわけである。

このような刑罰規定の緩和や民事訴訟管轄の改編などは、そのほかの法制整備の諸成果とともに、寛保二年に一応の完成をみた『公事方御定書』に集約される。『公事方御定書』は、この後幕末に至るまで、幾度か手直しされつつも大筋においては変更なく、近世裁判制度の基礎として生き続けることとなった。

『五畿内志』 享保の改革は將軍吉宗の在任が長期に及んだことにもかかわり、長期かつ広範囲な展開をみせた。その中に従来あまり注目されていないが、幕府による『五畿内志』の編集がある。

正式な名称は『日本輿地通志畿内部』であるが、『日本輿地通志』のうち、板行され流布したものが畿内部（全六一巻二五冊）だけであったところから『五畿内志』と称されている。成立については巻首に掲げられた編者並河誠所の上書から、享保十四年以來五カ年を費やして完成したことがわかる。山城にはじまり大和・河内・和泉・摂津の五カ国に及ぶだけに、当然その程度の日数は要したと思われるが、実際に並河はその編集に際して、各地を巡歴して古文書、古記録から伝承、歌謡などを収集している。

その足跡は享保十四年五月にまず確かめられる。この時京都町奉行の名で、「浪人並河五市郎という者が、

五畿内志という書物を編集するため五畿内を廻り、所々において旧記などを尋ねるので、所の者は詳しく答えるように。神社、寺院などでも書類を見たいといえば必ず見せるように。また宿所は在町、寺社どこでも宿を貸し、賃銭を取ること。寺社奉行、勘定奉行の印証を持参しているので、支障のないように」との廻状が触れられている。そして河内では七月十二日並河の一行五名が志紀郡国府村に投宿し、十三日には菅田八幡宮内不動院に姿を現わし、近隣の菅田、古市両村に水帳（検地帳）の提出を求めている。その上で字名、陵墓、氏神、古跡などを尋ね、その後は近在の片山村に泊り、石川郡へと移動している。

ところで翌十五年五月、並河は河内丹南郡島泉村で雄略天皇陵の北方にある小塚は忠臣隼人塚だとして、同村に石碑を建てることを勧めている。村方ではその指示に従い地頭役所や大坂町奉行所と折衝の上、十一月に建立し、並河自身翌十六年五月大和への道筋でその建碑を見分している。並河らの一行が旧記類を調べるとともに、史跡の指定を行っていることとして注目される。

神戸市域では、これより後の元文元年、やはり並河らの式内社に社号碑を立てたいという建言を基に、幕府の指示によって進められた摂津国二〇カ村での建碑事業のなかに、有馬郡西尾村と菟原郡五毛村が含まれている。西尾村の場合は有間神社の「有馬社」という社号碑で現存しており、『有野町誌』では、当時この事業に協力した資金主の一人「菅広房建」の刻文が台石にみえること



写真 61 有馬社碑

を載せている。五毛村は河内国魂神社である。

当時は天満宮と称していたが、元文元年九月十四日呼び出しを受けた庄屋治助が大坂町奉行所で申し渡されたのは、「並河誠所の建言によって、その方の村の神社に石碑を建てるようになったから、赤川村（大阪市）武右衛門に相談するように」ということであった。武右衛門に相談

すると、「河内国魂社」という社号の碑を建てよということなので、とにかく建てたという。翌年四月完成して届け出たとき、ようやくそのいわれを聞くことができたという状況で、村民にとっては唐突なできごとであったことがうかがえる。しかし以後も地元ではむしろ五毛天神の名で親しまれている。

西撰での さて撰津では十五年五月一日、並河らは西須磨村庄屋宅に止宿し、翌二日には兵庫を通過する
並河誠所 さいに來迎寺に立ち寄り、宝物などを一覽したうえで二ツ茶屋村に向かっている。そして近隣

の荒田・兵庫・坂本・走水・神戸・花熊・宇治野・城ケ口・生田・生田宮村の各村に対し水帳、明細帳や寺社の古記録を八部郡二ツ茶屋村庄屋宅まで持参するようにと求めている。また兵庫の福海寺、福殿寺、薬仙寺も、宝物を二ツ茶屋村に持ち運んでいる。周辺の村々から検地帳や明細帳、古記録を自分の滞在先に持参させて調べるやり方は、河内でみたと全く同じ方式である。菟原郡御影村には五月四日、並河一行に提出した書物の控が残されているが、そこには支配ごとの村高、新田高、東西の隣村名と、常願寺・西方寺の本



写真 62 河内国魂社碑

尊、氏神熊野三社権現の祭神などが書き連ねられている。

並河らが兵庫を通った折、兵庫の三方名主惣代はその応接に当たっているが、その時の記録によると、一行は並河に門弟、下男、草履取、挟箱持各一名の五人からなり、並河の年齢は六〇歳ほどとしている。またこの時は風雨で須磨村より駕籠でやってきたが、天気がよければ村方で駕籠を出しても乗らないと記している。

並河五市郎（名は永、号は誠所）は寛文八年（一六六八）の生まれ。享保十五年（一七三〇）には六二歳となるので、兵庫人の觀察は正確である。祖先は丹波国桑田郡並河（京都府亀岡市）から出たが、曾祖父の代で京都に移り住み、五市郎は若くして伊藤仁斎に学んでいる。その後遠江国掛川井伊氏の藩儒、武蔵国川越秋元氏の藩儒に転じ、その辞職後江戸で教授していた。『事実文編』三二によると友人の関祖衡とともに企画し、彼の死後その中心となって『五畿内志』編集の幕命をうけた。弟天民も仁斎に学び、仁斎亡きあと師のあとを継いで門人を教えている。

『五畿内志』は編成や文体を中国の『大明一統志』にならい、各国志の冒頭に略国図をのせ、総説ののち郡別に郷名、村里、山川、関梁、土産、藩封、神廟、陵墓、仏刹、古墳、氏族、文苑の順に記述している。各地を踏査して資料を求める編集方法はそののち文化七年（一八一〇）から着手された『新編武蔵風土記稿』などの地誌編集にも、影響を与えたといわれる。また記述内容もかなり精密で、後世の五畿内に関する地誌、名所図会類に盛んに引用されている。

並河一行が畿内を廻った享保十五年から数えて一五年後の延享元年、時の勘定奉行神尾春央が、上方筋を

巡見している。この時神尾は新しい徴租法を強力に推進して年貢増徴策を各地で講じ、その強引さは「胡麻の油と百姓は絞れば絞るほど出るものなり」（『西域物語』）という彼の言葉とともに後の世において語られている。だが残念なことに市域ではわずかに御影村記録のなかに、十一月十五日神尾が堀江荒四郎とともに巡見したと伝えるぐらいで史料は乏しい。

2 明和の上知

大和小泉藩 明和六年（二七六九）幕府は突如、西摂海岸寄り村々三〇余カ村一万七千石余を幕府領に編入領の上知 することにした。御影村は尼崎藩（松平氏）と大和小泉藩（片桐氏）の相給地であったが、この

時ともに上知されている。そのことを小泉領庄屋は、村の書継記録の中で次のように記している。

本年私領より御料に相成り、御代官辻六郎左衛門様当分御預り所に相成り、三月御渡しに相成り、大公料に相成り候ては御検見帳出来申さざる故、庄屋五郎兵衛、年寄平左衛門・孫右衛門、頭百姓松右衛門骨折にて、新御検地帳相仕立て、夫より相用い申し候

幕府への収公に伴い、これまで使われていた検見帳が不用となり、村役人が骨折って新たに検地帳を作成したというのである。上知に伴い年貢収納のシステムが変わるので、そのため帳簿をも更新しなければならぬ。

一方この頃、領主である片桐石見守が江戸参府のため出発することになり、御影はじめ三カ村の村役人は

わざわざ暇乞いのために大和小泉へ連れ立って出かけている。三月十三日に撰津を立ち、十五日小泉城下大
手の川先塀の南側で暇乞いをするのだが、その光景を次のように記す。

御殿様乗物より御下り、くれぐれ御名残をおしみ成され、御出立の跡にて酒給べくれ候様仰せ付けられ、
御出立遊ばされ候、皆々なみだをながし有難く存じ奉り、夫より御使者の屋敷にて御代官原平右衛門様
御取り持ちにて、御酒頂戴仕り、いろいろ御馳走にて御座候

あたかも親子の別離のようなシーンである。同村が大和小泉領に入ったのは慶長十九年（一六一四）。以来一
五〇余年の長きにわたってつづいた領主―農民関係は、両者の間にこのようなしみじみとした情景をかもし
出させている。上知は、その関係をも一度に断ち切ったのである。

明和六年神 神戸村には村方で書き継がれた日記、「留日記」とも「諸事御用留帳」とも記された記録が
戸村日記 残っている。同村が尼崎藩から離れて幕府領に移った明和六年の日記から、上知前後の様子
を拾ってみよう。

上知の報が神戸村に届いたのは二月二十一日のことで、この日大庄屋住吉村山本八郎左衛門から「急ぎの
用談があるので、明二十二日四ツ時（午前十時）までに拙宅に集まるように。もっとも格別の御用の旨だから、
庄屋中のこらず出席されたい」との廻状が届いた。翌日大庄屋山本宅に赴いた庄屋たちは、「此度御領分今
津村より兵庫津までの浜手の内の村々は、領地替えを申し付けられたのでその旨心得るように、なお引渡し
が済むまではこれまでの通りである」と申し渡されている。

当日の記事はこれだけのものです、この度の領地替えに対する村人たちの反応を知ることができない。



写真 63 明和6年神戸村「諸事御用留帳」(表紙)

領地替えが行われるまではこれまで通りといいつつも、領地替えに向けての指示が、その後相次いで出されている。二十三日には「村々水帳・検地帳、諸山并見取場帳面の冊数を改め、書面で提出するように」との指示が、大庄屋から神戸村に届いている。以下の各条についてその有無を調べて提出せよという三月二日付廻状も、その一環であろう。(1)公儀御用向を勤める百姓の有無、(2)京・大坂の御番所(奉行所)にて入牢・手鎖・村預けの処分を受けている者の有無、(3)村々のうち浪人のいる村は、その姓名と居住年数を書く、(4)格別の由緒があり、名字・帯刀を許されている百姓の有無、(5)吟味中の公事出入の有無、(6)大坂御番所で扱われている訴訟の有無。

ついで三月十五日には各村に対し、村明細帳・村絵図の提出が求められ、村は白色、田畑は薄ねずみ、川は藍色を使う、家は描くには及ばないなど作成上の指示が与えられている。翌十六日にはさらに、正徳元年(二七一一)より明和五年までの免状五八本の提出が求められている。同日藩の担当役人からは「諸帳面殊の外、御急ぎに候間、諸事指出しの書付共に明後日迄、御差出しこれ有るべく」との催促が大庄屋になされている。上知の村々はその対応に追われ、神戸村は十九日免定五八通を尼崎へ届けている。

上知に伴う指示は、まだまだ続いている。一五〇年余の長きにわたり尼崎藩支配下にあった村々だけに、一朝一夕にその清算はできるものではなかった。十八日に郡代の名

で出された「銀札(三反田村清右衛門札)の引替えを二十日から二十二日の間に行う。それを過ぎれば引替えはしない」という布告も、同銀札の通用は尼崎藩内限りのことであるから、幕府への上知前にはどうしても整理しておく必要があった。また二十三日には大庄屋山本八郎左衛門より拝借鉄砲を返却するので、二十四、五兩日に藩係り役人のところまで持参するようにとの指示が、住吉・岩屋・神戸・味泥・小野新田の各村に達せられている。

こうして忙しい日々を送り、四月四日大庄屋から「来る六日、御上知御引渡しが行われるので、村々庄屋は明五日、大坂町宿まで出向き、尼崎藩蔵屋敷へ出頭するように。なお年寄・百姓代の印鑑も、残らず持参するように」との通達が届いた。また各村の検地帳はすべて袋に入れ、村名・冊数を書き記し、五日、六日のうちに大庄屋宅に集めるように指示されている。そしていよいよ上知である。神戸村日記はその日(四月六日)の項に、

御上知之村々、御引渡相済申候

と短く記している。上知といってもこの段階では、書類の引渡しであるが、翌日から幕府大坂(谷町)代官辻六郎左衛門の下での施政が始まる。なお兵庫と西宮は地方ちかたと町方に分かれ、地方はこの日上知されたが、町方は二カ月遅れ、六月十八日になって大坂町奉行所の支配下に入ることになった。

上知後の 四月六日の上知後、神戸村に代官役所から届いた触書の第一報は、これまで通り宿継人足をつ
代官行政 とめるようにというものであった。四月七日付である。そして翌八日には棚橋寛兵衛・喜多川

儀四郎の二人の手代名で、郷村見分のため明後十日午前六時大坂を出立するので、庄屋・年寄は村境に出て

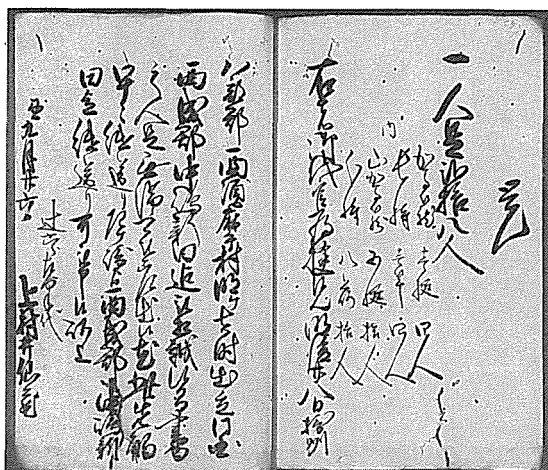


写真 64 代官検見の先触れ（神戸村「諸事御用留帳」）

迎え、詳しく村内を案内するようにとの指示が発せられている。新領主を初めて迎えるのであるから、村々では緊張した雰囲気張りつめたことであろう。見分は十五日に終わり、十六日には兵庫津をたち、大坂に帰っている。その日住吉村庄屋は、「御見分が首尾よく済み、何方も大慶のことだ。ついでには御礼のため十八日上坂したいので、庄屋は間違いなく雨天でも出かけるように」との廻状を出している。

その後五月一日には幕府勘定所御普請役が長崎からの帰途、上知村々を見分し、同月六日には代官辻六郎左衛門自身の廻村、見分が行われることとなった。その日程は六日大坂をたち、鳴尾—今津（休）—西宮地方—越木岩—打出（泊）—芦屋—深江—青木（休）—田中—西青木—横屋—魚崎—住吉（泊）—御影（休）—石屋—徳井—東明—大石（泊）—河原—味泥—岩屋—脇浜（休）—筒井—熊内—生田—小野新田—神戸—二ツ茶屋—走水—花熊—鳥原—兵庫地方（泊）に至る四泊五日の行程である。そして帰路には往還筋と山方の見分が行われて、十一日には帰坂している。この日も住吉村庄屋長藏は、先月の手代見分の時と同様、「殿様御巡見首尾よく相済み、御互に大慶」として、明後十三日大坂へ御礼に出かけるべく呼びかけている。

このように代官と手代の見分によって代官支配の第一手

が打たれたが、次の段階では各種の調査や申告が求められている。

○明細帳案紙（見本）の下付（五月二十三日）

○附州新田願いに伴う間数調査（五月二十四日）

○酒造高調査

○享保年間以来の新屋敷、新建の家数、屋敷地になった田畑調査

○高反別帳などの提出帳面に引き合わない箇所調査（五月二十六日）

○無株の酒造家より領主に納めていた冥加銀の調査

○廻船・渡海船・石船・手操船・魚買船・網船・ちよき船・漁船の調査（六月二十二日）

○荒所小前帳・起返帳おこしえしの新規作成（六月二十六日）

○河川普請場・川岸場の有無、往還筋の長さの調査（六月二十六日）

五月と六月中に命ぜられた項目順に記したが、土地・家数・酒造高・廻船など郷村支配の根幹にかかわる調査であることがわかる。このうち荒地については七月、手代二名が廻村して実地に見分するといった念の入れようである。

これらの調査で注意すべきことは、尼崎藩領から幕府領に替わったために、一から基礎的な帳面の作成が求められている点である。明細帳を上知前に徴収しておきながら、あらためて案紙（ひな型）を下付した上で、その再提出を求めているのは、その好例である。菟原郡横屋村や味泥村、御影村にはこの時提出された明細帳の控が残され、神戸村の新田畑新屋敷建家帳も残っている（いずれも六月付）。また宗門帳の記載様式も、こ

れまでは百姓でも苗字を記すことが一部で認められて来たが、今後はいっさい苗字を削るようになると変更させられている(五月一日)。さらに御用衛府(絵符)と提灯についても、今後は提灯だけに限ることとされている(六月十五日)。長年の尼崎藩の支配下にあつて、藩主からその功によって苗字が認められた百姓も少なくないだろうし、絵符は尼崎藩青山氏の治下であることを他に対し明示する権威でもあったが、いずれもが上知を機会に取り上げられている。尼崎藩主との間で作られてきた関係は、ここで一度、断たれたということができよう。旧来の慣行は認めないという幕府の強い姿勢も同時に看取される。そして大坂町奉行所御用のために不可欠だとして八月十三日、あらためて村との連絡などにあたる用達(大坂小寺屋町播磨屋宇兵衛)が置かれている。

幕府年貢 秋も九月に入れば農村の収穫を前にして、代官による年貢徴収が着手される。九月五日に小野**幕府の展開** 新田より神戸村に届いた廻状は、検見のため廻村するので、村役人は村境まで迎えに出るようにと指示した上で、検見の仕法を通知している。(1)村役人と田(畑)主とで入念に下見し、その結果を内見帳二冊に書き記し提出すること、(2)他領との入組の村は、境目に印を建てておくこと、(3)坪刈の道具(鎌二挺、薙六〜七枚、縄一房、靱通し、足中、稲こぎ)を用意しておくこと、(4)新開や切添、起返しの方は隠さず申告す

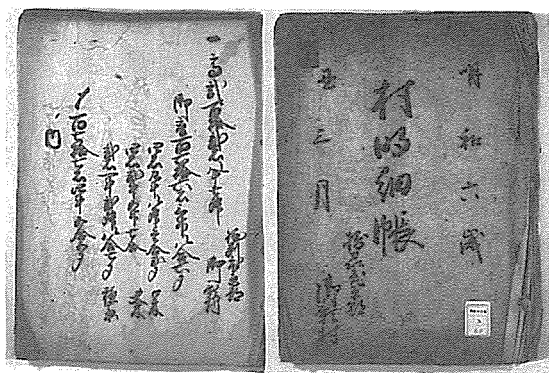


写真 65 明和6年御村明細帳(表紙)

表 50 明和 6 年 (1769) 幕府領(代官辻六郎左衛門預)に上知された村々

領主名	武庫郡	菟原郡	八部郡	石高
尼崎藩 (松平氏)	(今津のうち、 西宮、越木 岩新田)	深江、東青木のうち、西青 木、田中、横屋、魚崎、住 吉、石屋、御影のうち、大 石、味泥、岩屋、九郎右衛 門新田、河原のうち、生田、 小野新田 (打出、芦屋) 東青木のうち、御影のうち	神戸、二ツ 茶屋、走水、 兵庫津	13,975.428 ^石
小泉藩 (片桐氏)			花熊	629.2747
古河藩 (土井氏)		河原のうち、熊内		877.326
青山百助		徳井、東明		358.077
青木九十郎		筒井		423.319
船越式部		脇浜	烏原のうち	566.267
篠山藩 (青山氏)	(鳴尾)			513.652
伏屋新助	(今津のうち)			309.2973
合計	4カ村	23カ村	6カ村	17,652.641

(注) 史料記載石高合計は 17,661石128、()は市域外の村。

資料: 『神戸市文献史料』1

ること、(5)道橋の修繕、掃除は一切しな
くてよい、(6)休憩、宿泊に当たる村々も
掃除、しつらいなどしなくてよい、馳走
もしてはならない、(7)同伴の手代・書役
などに音信・礼物の付け届けは一切して
はならない。

その上でまず手代二名が十八日に大坂
を出発、さらに第二陣として手代四名が
二十三日に大坂をたち、二十三日に武庫
郡今津村に休み、以後二十八日西須磨村
に泊まるまで、この間幕府領村々を巡回
している。往路・復路ともに二七〇八人
の人足が徴発されているが、代官の巡見
時の人足が二人であったのと比べると、
物々しい。

この検見に並行して村々は、旧尼崎藩
領の時と同様に、年貢米の銀納を願い出

て認められているが、銀納値段を幾らにするかが決まらず、検見の終了時に村々が協議している。村々では一村ごとに願い出たのでは銀納値段に高下が生じ、それでは村のためよろしくないとの判断で、幕府領の三分の一石代値段に何処増にするかを相談して決めようというのである。相談は今津村から横屋村までと、住吉村から兵庫津までの二地域に分けて行われ、この年は皆銀納されたが、換算値段の方は不明である。

このほか上知初年のこの年には十月六日に浜通り見分、八日には山手見分がそれぞれ行われている。また神戸村に限っては十一月十六日、年寄・百姓代が役所に出頭を命じられ、空席であった庄屋の後任を年寄順番で勤めるように指示されている。

このようにして神戸村などは、尼崎藩から幕府代官支配への大きな転換を経験したが、それは旧尼崎藩領に限るものでなく、灘目地域を支配した諸藩、旗本支配にも及んでいる。ここで明和六年、上知によって幕府に収公された村々を記しておこう(表50)。

長崎奉行石谷

清昌と上知

ところで神戸村日記は明和六年十月十四日付で、代官手代よりの書状として、長崎奉行石谷清昌が明十五日午前六時、兵庫を出立し浜通りを通行するので村役人が村境まで出迎え、案内するようにとの指令を載せている。長崎奉行が長崎から江戸への帰府に際し、兵庫近辺を通ることは他にも例があり、石谷自身明和四年十月二日に、「長崎より帰府のとき、摂河両国水災にかかりし地を巡見し、および畿内の国々収納の事を沙汰せし」(『寛政重修諸家譜』)により將軍より時服三領を賜っている。だが被災地を視察し、収納に関与するのは長崎奉行の権限ではない。石谷は当時、長崎奉行と勘定奉行を兼務していたからである。したがってこの度の通行も、勘定奉行による上知後の実地検分と見なすべきであろう。そ

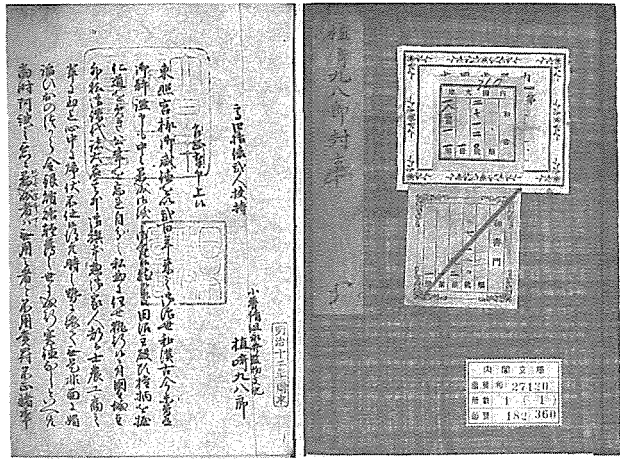


写真 66 植崎九八郎封事(部分)

してさらにこの石谷こそ灘目上知を老中へ献策したとされる人物なのである。

この点をズバリ指摘しているのは幕府小普請組永井監物支配の植崎九八郎(政忠)で、彼は享和二年(一八〇二)八月に幕府首脳にあてた長文の上書のなかでつぎのようにいう。

尼崎城は宝永年中、松平氏に与えられて以降勝手向きも知行高に比べて豊かで、大名としての勤め向きはもろろん、場所柄の要所手配もよく勤め、「海・陸にも関城第一」の地とされている。同藩では兵庫津・西宮駅に陣屋をおき、朝鮮通信使来日の際には兵庫津に家老たちを派遣してその応接を勤め、また諸侯が西国道を通行するに際してはその動静を大坂へ注進、諸国廻船も兵庫浜手の番所より逐一吟味し、大坂城中非常の際にも多人数の援兵を差し出すなど、

総じて西国・中国を押える枢要の場所に位置し、軍役の心得は小国といえども他に異なるものがある。ところが明和六年、城付の兵庫・西宮辺を取り上げ、播磨三郡に替地したのはどういふわけだ。

同藩は拝領以来、愁訴・強訴はもろろん騒動がましいことが起こっていないので、失政を理由としたものではない。聞くとところによると当時勘定奉行であった石谷清昌が、長崎奉行として兵庫・西宮を通行する際、

同地周辺の豊饒の地の様子をみて老中に替地を上申したために、兵庫・西宮一帯が収公されたということだ。石谷という人物は、幕府の利益のみを奉公と心得る、聚斂しゅけんの臣の最たるもので、「不仁の勤め方、今以って残暴の臣と申せば、石谷淡路守」との噂があるほどだ。

藩主の政治が悪ければ城ものこらず替えればよいのに、付属の土地ばかり替えるとは全くの失策で、尼崎城は裸城同然となり、とても海陸関城の役割を果たせない。その上尼崎藩自体、替地のために財政事情が悪化し、諸事手薄になっている。これでは関城要害の堅固は期待すべくもない。尼崎城付の兵庫・西宮を旧領に復さずしては、天下の規則は立たない。

植崎九八郎 このように植崎の筆鋒は鋭く、「石谷料簡は匹夫の志にも劣り、時の老中は小児の弁ともさ封事の限界 みすべき」と田沼政権ブレーンをこきおろす一方、寛政改革を担当した松平定信に対しても、

「田沼主殿頭・松平越中守両執政にて異事同様天下衰微を催し」たと評価する。また享和二年五月、江戸城から退出しようとした時、定信が寄合横田甚右衛門組の足輕から「あいつを見よ、世の中をわろくいたしたるはあいつ也、馬鹿な奴や」と面罵された事件があるが、それを記した上で植崎は「越中守不仁にて多く人を殺し、多く人を痛め候積悪の余殃よせが」だ。たとえ幸いに天寿を全うしても「末代まで不仁執政、世をそこなひ人を苦しめ候悪名は消」えないと酷評するのである。

植崎は高四十俵二人扶持の身分にもかかわらず政治への関心が異常に強かったようである。家を継いだ五年後の天明七年（二七八七）には田沼意次政権を批判し、享和二年には上知一件を含む長文の上申書（封事）を書いている。しかしその冒頭に「度々恐れ入り奉り候え共、又候書面差し上げ申し候」とあるように、この間にも彼の

幕府当局者に対する告発はとどまるところを知らなかっただろうと思われる。それがためにのち、文化元年（二八〇四）七月「御政務の事ども建白し、その他軽からざる儀まで申し触らし不届」きとの罪で身柄を預けられ、同四年、身柄の預け地である大和小泉藩片桐氏のもとで死没している。生来の政治批判が祟った結果ともいえるが、そのような彼にとって田沼政権による突然の西撰上知は格好の批判材料の一つであったのだろう。

だが植崎が石谷に対し、卑劣な意を立て、どれだけ替地による利分があったかといえば「実に聊かの儀にて御趣意を御失」ったと批判するのは、今日の眼からみれば適切ではない。近年の田沼政権に関する研究によれば、明和六年の西撰一帯の幕府収公は、株仲間結成をはじめとする大坂を中心とした積極的な経済政策を展開していく上で、不可欠な前提なのであった。上知によって兵庫・西宮は大坂町奉行下に、残る農村部は幕府代官の支配下に組み入れられることとなったが、その後兵庫・西宮には茶屋・干鰯屋・穀物仲買・諸問屋株が結成され、収公の翌年には灘目地帯をはじめとする絞油業の株立が行われているのである。勘定奉行石谷らの眼は、海陸関城第一の地として尼崎城とその周辺地帯をみるのではなく、その地に展開する商業組織と農村工業の隆盛に向けられていたというべきであろう。

3 藩政の展開

尼崎藩主 前章第一節で述べられているように市域ではこの時代、大小七つの大名（藩）領が存在したが、このうち尼崎藩・明石藩・三田藩の三藩が、その居城を中心に比較的一円的な所領構成を示し、

第一節 幕政と藩政の展開

表 51 尼崎藩歴代領主の所領構成

領主 郡名	戸田氏		青山氏		松平氏	
	石	%	石	%	石	%
川辺	17,844.904	(35.7)	16,126.372	(33.6)	16,126.372	(40.3)
武庫	13,319.896	(26.6)	12,386.229	(25.8)	10,934.616	(27.3)
菟原	9,208.091	(18.4)	9,839.023	(20.5)	8,420.802	(21.1)
八部	9,627.409	(19.3)	9,648.376	(20.1)	4,518.210	(11.3)
合計	50,000.300	(100.0)	48,000.000	(100.0)	40,000.000	(100.0)

(注) ()は比率。

資料：『尼崎市史』2

藩政の展開にも顕著なものがあつた。必ずしも十分な史料に恵まれないが、以下その様相について触れておこう。

まず西撰の尼崎藩でいえば、最初に入部したのは戸田氏鉄(元和三年(一六七一))であつたが、その後寛永十二年(一六三五)入城の青山氏四代を経て、宝永八年(一七一一)に遠江国掛川から松平(桜井)氏が入り、以後襲封して幕末に到っている。戸田氏の知行高は五万石で撰津国川辺・武庫・菟原・八部の四郡に分布した。この傾向は、青山氏・松平氏においてもあまり変わっていない(表51)。

居城尼崎を中心に、川辺、武庫、菟原・八部と城下から離れば所領が減るといふ同心円的な所領構成を示している。ところが戸田氏五万石から松平氏四万石へと一万石減少する過程で、八部郡における同藩の所領は格段に減っている。とくに青山氏から松平氏への交替があつた宝永八年、全部で二六村(相給村含む)が収公され、幕府領となつているが、この時武庫郡の七村、菟原郡の七村に対し、八部郡では一二村が同藩の手を離れている。さらに明和六年(一七六九)、前述のように武庫・菟原・八部三郡のうち灘目海浜部に位置する二五村が上知される。

領主交替

宝永八年の藩主交替時に幕府領に編入された東尻池村では、その前年藩主の家督継承を祝ったの波紋 年貢の一分「追免」もあって祝酒をあげていたが、その矢先の翌年二月国替えが命ぜられた。

ようやく年貢率も低落傾向に落ち着いていただけに、この突然の転封と幕府上知には少なからず驚いたことであろう。

領主の交替は年貢量の多少にもかかわらず村人の心配の種であったが、同時に貢租システムの違いも村人を当惑させた。尼崎藩青山氏のもとでは貢租米はすべて米納、つまり現物の米で納められ、東尻池村の百姓は、船で尼崎まで廻送した。ところが幕府領にかわれば米納とともに三分の一、十分の一の銀納が要求され、さらに六尺給米、口米、高掛銀といった雑税や人足の出し方も変わった。当然村では、それに合わせた対応をしなければならなくなる。

また勸農といった生産条件の整備でも、領主の交替は影響を及ぼした。明細帳には村の橋や樋、池堤などを書き上げ、「青山大膳様より御掛替御修繕など遊ばされ、手伝い人足は御扶持米下され」とあり、水利・土木工事に対し領主の助成が加えられてきたことを示している。ところが領主がその助成を打ち切れば、それは村人の負担増となって現われるので、領主の交替にもなって旧来の慣行が継続されるかどうかが大問題であった。

もう一つ藩領から幕府領への転換を経験した村では、藩制の下では領(藩)主が將軍に軍役奉仕した関係で、農民も夫役負担を引き受けなければならず、そのために村人は夫役負担者として把握されることとなった。「役家」とよばれるのがそれで、小堀代官所に提出した判鑑帳にも本家(本役)、半役の区別がみられる。幕

第一節 幕政と藩政の展開

表 52 尼崎藩松平氏家臣(知行取)の職制

職名	知行高	職名	知行高
家老	350~900 ^石	宗門方奉行	石
中老		勘定奉行	70
家老用人		勘定吟味役	
取次	230~250	引替所吟味役	
大目付		御蔵奉行	
目付	80~100	蠟藏支配	
側用人	60~180	御台所奉行	80
近習	80~150	武具奉行	
大納戸		作事奉行	
小納戸		普請奉行	60~70
付人	180	神崎川堤奉行	60~100
御台所支配役	60	武庫川堤奉行	
御台所吟味役		土砂方奉行	
祐筆	100	樋方奉行	
書役		山方奉行	
御側医		浦方奉行	
儒者	130	船奉行	80
家中読書指南		尼崎町奉行	
番頭		西宮町奉行(明和6年まで)	
江戸留守居		兵庫奉行(")	
京都留守居	60	長柄奉行	
大坂留守居	100	町奉行	
物頭	110~230	郡奉行(郡代)	60~100
使番	80~180	代官	
家中弓指南		兵庫廻船奉行(明和6年まで)	
砲術家	80	兵庫廻船改役(")	
諸役元		御城米廻船改役	
寺社奉行	70	尼崎兵庫船頭	

(注) 数字は文化11年(1814)当時の知行高。

資料: 『尼崎市史』2

府直轄地で代官の治める幕府領になれば、この制度そのものが存立基盤を失うので、公式な名称としてはその区別はなくなる(ただし慣習として残ることはある)。

東池尻村は宝永八年に尼崎藩青山氏の手を離れ、幕府代官地となったが、神戸村などはそのまま尼崎藩領として藩主の交替のみを経験した。この年尼崎に入部したのは、松平(桜井)氏で、途中忠告の代に西撰一帯

の上知という大事件があるが、子孫継承して幕末までつづく。

ところで同藩では、表52のような職制をとっていた。兵庫津には尼崎・西宮と並んで奉行が置かれているが、それについては「兵庫津」の項に詳しい(100頁)。農村部に対しては郡代、代官のもとに大庄屋が置かれ、その下にいくつかの村を地域ごとに集めて組編成をしいた。上知直前を例にとると大物組・富松組・南野組・瓦林組・西宮組・横屋組・住吉組の七組があった。

尼崎藩治下の ところで住吉組に属した神戸村には、同藩治政下において記された村政に関する日記が残

神戸村日記

されている。その一つ宝暦四年(一七五四)の「留日記」によって、同藩治政の一年をみてもみることにしよう。

この年一月の記事には冒頭に尼崎へ呼び出された神戸村の二名の金主のことが出ているが、これについては同藩銀札制ともかわるのでのちに触れる。ついで一月十一日、農民から出願のあった「池川普請所」の見分のため、担当者四名が二十日出張するとの廻状が出されている。樋の損じた所は見やすいように地をあけておく、池浚・瀬掘・笠置の所は傍示の竹を差し、間数を札に記しておくようにとの指示からわかるように、農閑期に水利施設の修復を行おうというのである。この時、農民の側から修復を必要とする箇所を実地に藩の担当者に見せてその了解を得る。実際の工事は村がやるが、藩は決めた工事については補助を出した。その出費も領内全村となれば無視できない金額だったためか、同年末には翌五年の普請見分を控えて、「近年は物入りがつづくので、当分の間なるべく普請を延ばすように」との廻状が出されている。

見分には柴田小文治ら四名が、それぞれ付人を連れて廻村しているが、彼らは同藩職制にいう樋方奉行に

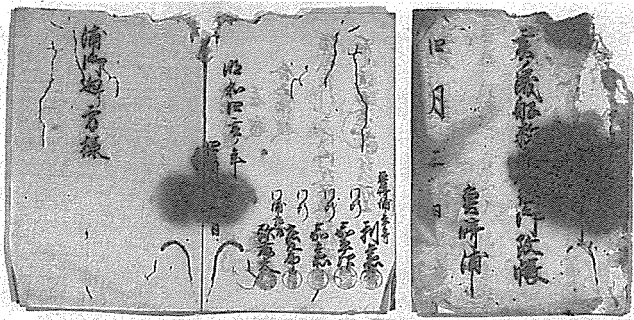


写真 67 魚崎村「亥ノ歳船数五人組御改帳」(部分)

当たるのだらう。

閏二月には、宗門方奉行が廻村している。これも職制表にみえている。二月二十八日奥山佐源治・関弥市右衛門の一行九名が尼崎を出発、各地を廻り、住吉組には二月十三日姿を現わし、同日住吉村、十四日大石村、十五日神戸村、十六日二ツ茶屋村にそれぞれ宿泊して、各村の宗門改めを行っている。その後兵庫津へ移り、二十四日に兵庫を立ち尼崎へ帰っている。神戸村では宗門方奉行が二ツ茶屋から兵庫に移る時、また帰路にもそれぞれ六人の人足を出している。このように諸奉行の廻村には必ず、村々からの人足が徴発され荷物の運送などに従事した。

宗門改めの準備をしている閏二月十二日、神戸村に例年の通り船改めを行う旨の知らせが西宮浦庄屋から届いている。船奉行の廻村である。奉行は三月四日に尼崎を立ち、瓦林組―西宮町(泊)―東青木―大石(泊)―神戸―二ツ茶屋―兵庫(泊)の行程で廻り、八日に帰っている。浦々だけを通るので期間も四日と、宗門改めに比べて短い。奉行の廻村に先立ち、西宮の浦庄屋は「諸事帳面急申し認」めて提出するように求めているが、村々の自主申告をもとに船改めをしたのであろうか。

三月に入ると「御領分御林見分のため」として、山方奉行の廻村が行われている。

表 53 尼崎藩主の巡見人足割

往 路	分 担	復 路	分 担
別所～西宮町	上嶋組	兵庫～大石村	兵庫津
西宮～田中村	西宮	大石～深江浜	住吉組
田中～高羽村	横屋組	深江～西宮	横屋組
高羽～兵庫津	住吉組	西宮～尼崎	西宮

藩主の巡見　そして四月には藩主の兵庫津巡見があった。日程は四日に城下を立
 奉行の廻村　ち、西宮を経て兵庫に一泊、五日に船で尼崎に帰るといふものであ
 る。さすがに藩主巡見だけに随員も多く、そのために求められる人足もかご人足二
 七人、軽尻九匹（馬がいなければ馬一匹のかわりに人足二名）、火事羽織や炭薪、風呂、
 合羽などの荷物持人足三二人と相当な数にのぼる。その人足負担は行路にしたがい、
 表53のように分担することとなっている。引継ぎは、昼休みなどの休息時に行われ
 るのが原則である。往路では途中一里山と布引の滝に立ち寄り、布引では滝見物の
 ために小屋掛けすることになり、畳や薄べりが新調され、神戸・二ツ茶屋村に対し
 ては苦一〇枚が求められている。往路は陸路であったが、帰路は天気にも恵まれ
 海路、船にて帰城している。

門より「根付の様子を報告するように」との通知が届いている。五月とはいえ、陰暦ではもう田植えの時期
 である。神戸村では七日、全部植え終わったとして「満作」の届けをしている。こうして村々は農作業に多
 忙な季節を迎える。それを配慮してか、この頃農民の手を煩わせる諸奉行の廻村は、見られなくなる。近世
 の大名領主も当然、勸農に気を配っていたことだろうか。

わずかにこの年は藩主参勤の年に当たり、炎暑の七月、江戸参府のため旅立つので住吉組に対し水夫三八
 名が徴発されている。その内訳は深江五、青木三、魚崎三、御影九、大石八、神戸四、二ツ茶屋六名である。

再び奉行の廻村が見られ出すのは、九月に入ってからである。同月二日には宗門方奉行による秋の宗門改めが行われた。そして六日からは稲の作柄検査（検見）のために、役人が廻村して来た。検見には大廻りと細見の二つがあり、大廻りは通常の検見で、すべての農村が受けた。それに対し細見とは水損・早魃を受けた村々の申請によって行われ、この場合には検見帳を作成し、また検地帳も用意しておく必要があった。役人の構成は大廻り見分は五名からなり、細見は二人連れで三手に分かれた。役人は浜手（海岸部）と山手（山麓部）に分かれて廻り、浜手は打出―大石―河原―味泥―岩屋―小野新田―二ツ茶屋―兵庫、山手は住吉―原田―中村―生田―生田宮―神戸―二ツ茶屋―走水―坂本―兵庫というのが住吉組のコースであった。浜手は九月七日、山手は九日にそれぞれスタートし、ともに十日すべての任務を終え兵庫を出立、尼崎に帰っている。そして翌日には八カ条からなる収納規則が発令されている。

貢租米徴

収と売却

その要点は、(1)年貢皆済以前は一切、米を外へ出してはならない、(2)年貢米は念入りに俵に詰納しているとの風聞があるが、決してそんなことのないように、(4)御藏米の延引はしない、(5)餅米や粃で納める分についても品質を落とさず、よく吟味して納めるように、といった内容である。尼崎の蔵に納まる米は、同藩主以下家中の飯米となると同時に、換金手段ともなるのでことさら品質管理が求められている。文中の田舎米とは大坂に集まる相場基準米（加賀米など）以外の周辺地域の米で、大坂周辺の農村では商品作物の栽培によって米作が減少したため、年貢として納める現物の米に不足する村が、この田舎米を買いつけて納入したりしているので、そのような行為をしないように注意しているのである。

さてこのようにして領内村々から蔵に納められた米の一部は、城下に払い出され入札に付される。この年は十二月一、三、五、七、九、十一、十三、十五、十七、十九、二十一日の十一日にわたり入札があった。しかしそれでも思った値段でさばききれない米があったようで、十二月八日、大庄屋は村々酒屋にあて買米千俵（一石につき銀五九匁二分の値段）が命ぜられたので、酒屋中で購入の割合を決め、代銀は十四日までにするようにとの通達を出している。同藩は灘酒造業地帯を抱えているので、その原料米としていい値段で蔵米を買い請けさせようとする企てである。住吉、御影、大石、岩屋、神戸、走水の酒屋たちは九日、住吉村茶屋太兵衛方に参集して、対策を協議している。

明石藩政と中 尼崎松平氏の農村支配の様子は神戸村日記によって詳しく知られるが、明石郡中村の「御村御用覚帳」から明石藩松平氏の治政状況がうかがわれる。この覚帳は寛文七年（一六六七）

から宝暦十二年（一七六二）まで断続的に残されているが、それを通観して、同藩でも領内に対し統一的な施策がとられていたことがわかる。その一、二をあげれば、農村の年季奉公人や諸職人の給米を公定していることである。

中村の属する大庄屋組では宝永七年十二月、奉公人の給米は表54のように定められている。一俵を四斗と仮定すると「上」の男子奉公人は一石二斗となり、女子の七斗は男子の五八％に当たる。著しい男女不平等賃金である。

また大工・木挽といった職人についていえば、三次にわたり公定があった（表55）。この間、貨幣改鑄が何度も行われているので、貨幣価値の変動にと

表 54 明石藩公定の奉公人給米(宝永7年(1710))

区 分	男	女
上	俵 3	石 0.7
中	2.5	0.6
下	2.0	0.5
下々	下に準拋	下に準拋

資料：「藤田家文書」

第一節 幕政と藩政の展開

表 55 明石藩公定の職人賃金

(単位: 銀匁)

年代	職種	家大工	檜皮	木挽	左官	桶屋	畳屋	藁葺根き	石	屋	船大工
享保 6 (1721)				2.0				2.2			
// 8 (1723)				1.6							
元文 2 (1737)				2.15				2.37	2.75		2.7

(注) いずれも自分賄いの1日当たり賃金。

資料: 「藤田家文書」

もなう改定であろう。このことは領内が、統一した労働市場にあったことを物語っている。西撰の「非領国」地帯では村ごとに奉公人賃金の異同があり、それを村々が調整し、協定化している。その現れは寛政期以降であるのでそれと比べれば、藩領国ではいち早く藩権力の手で賃金が公定されているのである。

若党や中間ちゅうけんといった武家奉公人が、村に求められているのも藩政ならではである。若党でいえば江戸奉公人は二両二分〜三両、明石奉公人は一両二歩〜二両といったように、その給金は江戸の方が明石の五〇%増しとなっている。

また城下が近くにあったため、その用に供する物品の現物徴収も、藩政の特徴である。稲・小麦の藁、糠、縄、藁、柄竹といった品々が頻りに求められ、藩の作事や既、家中の所用に充てられている。そして元文四年(一七三九)には、家中侍への藁や入草の渡し方について次のように定められている。大意を記せば、(1) 屋根葺用の麦藁は銀一匁に一二貫目とする、(2) 米藁は一四貫五〇目とするという内容だが、おもしろいのは家中から藁を願う者が多く、そのために麦藁が不足してしまったので、今後出願される藁高の総計六万貫までは銀一匁当たり藁一二貫目とし、それ以上は町の相場にて納めるようにするという点である。また家中では麦藁の代金を滞るものがあるので、それらに対しては藩勘定所から支給される物成切米で差し引くとされている。同じように家中の既に要する草や藁につい

でもこの時公定されているが、明石城下の家中侍たちが、屋根葺替用の麦藁に事欠いていたとは、この時代の「旅宿」住まいの武士の本質をあぶり出していてまことに興味深い。

4 旗本支配の構造

旗本宮崎氏

知行高一万石以上を「大名」というのに対し、万石未満のうち御目見以上の者は「旗本」と呼びならわしているが、彼ら旗本も大名同様領知は各所に持ちながら、領知には原則として城をもたず江戸在府を常態としたため、その領知支配にも独自のものがあつた。その構造を、旗本宮崎氏を例にとって眺めてみよう。

旗本宮崎氏は、重俊を初代とし図18のような系譜をたどっている。知行高は二代泰隣の時二〇〇石、その後扶持米が加えられ、四代政泰の時、寛文五年（一六六五）に伏見奉行に任ぜられて加増を受け、さらにこれまでの扶持米が知行地に換えられ、摂津国八部・島下、下野国芳賀の三郡で一五〇〇石を領することとなつた。その後重清の代に二五〇〇石となるが、成久の継ぐとき五〇〇石を弟に分ち、以後二〇〇〇石である。このうち上方は八部郡藍那村と島下郡目垣村からなっていた。

江戸に屋敷を構え、將軍への奉公・役儀を勤めながら、遠く上方に領知を持ちそれを支配す

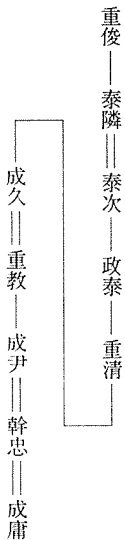


図 18 旗本宮崎氏系図

る。このような小身の旗本の遠隔地行政を支えたのは、ほかでもなく現地の事務官たる村役人である。彼らが江戸屋敷の役人との間で取り交わした書状の数々は、旗本支配が「書面行政」であったことを物語る。幸い明和八年（一七七二）と安永二年（一七七三）の二カ年、藍那村から江戸、江戸から藍那・目垣両村にあててやりとりされた書状（写）が残されているので、それによって書面行政の実態がよくわかる。

新年はやはり賀詞の交換で始まり、正月五日前後に藍那からは江戸へ、江戸からは上方両村へあてて賀状が送られている。明和八年の江戸からの賀詞は「新春の慶賀都鄙風際限有るべからず候」の文句で始まり、新年の寿いだ雰囲気を伝えている。このほか年賀と並んで、六月には暑中、十二月には寒中に見舞いがそれぞれ行われている。正月四日の江戸からの賀状が十一日、十二月三日の寒中見舞いが十七日にそれぞれ藍那村に届いており、江戸―上方間の通信日数は必ずしも一定しないが、平均して七日ほど要している。もちろん飛脚が届けたのである。

年詞や見舞状であるだけに文面は形式的なものであるが、明和八年の賀状に添えられた副啓（追伸）は、新年の屠蘇気分には酔ってはられない世情の一端が記されている。

上方も早損故、何角と御繁用にお勤めなされ候と存じ奉り候、関東筋も扱々さてさてやかましき御事に御座候、大小名様共に百姓の願共これ有り、おしなべ御門前に蓑笠にて百姓訴訟これ有り、御歴々御側様方御門前に願ひ人これ有り、未曾有の御事

江戸では老中・側用人といった要職にある大名の屋敷にまで、領地から百姓が門訴に押しかけているのである。幸い宮崎氏では親類筋にも門訴がなく、「外聞にもよい」と率直に喜ぶ一方、大坂では賦課された御

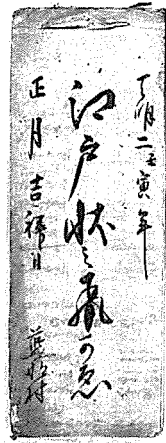


写真 68
天明2年藍那村
「江戸状之ひか
え」(表紙)

用金のため商売人も商いから手を引き、また百姓は不作で「世上一同の詰り」だと嘆いており、ひたすら豊作を祈っている。

三月には、宗門改めと鉄砲改めが行われている。

「宗門改め」といっても江戸から役人がやって来るわけでもなく、すべて上方の庄屋が執り行い、帳面を提出、江戸の役人はそれを受け取るだけである。

五月に入ると、村方から稲の植付状況が報告される。その作柄が旗本財政を左右するだけに、上方からの報告に江戸では一喜一憂しながら書き送っている。

○今も雨が降らず、田地は干からびて「白破」し、難儀の様子、その後も雨が降っていないのかどうか報告してほしい。

○藍那村はたとえいま雨が降っても、過半の損毛ではとどまらないようだが、目垣村は男女力を合わせて出精したため、どうか立毛の成育もよい。しかしこの後も天水(雨水)がなければ、もはや人力では及び難かるう。

○こちらの上野・下野両国も同様で先月より雨が降らず、いろいろと雨乞祈願の最中である。しかしたとえいま降っても十分な養水でなければ、植え付けても稲はみんな枯れてしまうだろう。

といった調子である(六月十八日付)。

明和八年は前年に引き続き、全国的に旱魃で、六月半ばに早くも「大変之世中」と江戸書状はこぼす。こ

れでは減収は目に見えているが、この減収分をどのように工面して換金するか。江戸では種々方途を探るが、しかし上方から遠く離れた江戸でなんといおうとも、田地の実りが無い以上仕方がない。この時点では江戸も、まだいくらか平静である。

二カ月後の八月中旬には「植付は雨が少なく遅くなったけれども、その後雨も降り、稲も段々と成長し、半毛柄(半分の収穫)はありそうだ」という状態にまで持ち直し、秋まで好天がつづけば、残毛は豊熟との観察が村民から寄せられる(八月十二日付)。これに江戸が、期待を寄せるのはいうまでもない。収穫期が迫れば、この期待度は一層募る。ところがその後上方から、江戸の期待を打ち砕くかのように「これまで三分ばかりは年貢米があると見込んでいたところ、このほど調べてみれば思いのほか収穫が少なく、二分あればいいところで、それも品質が悪く、百姓一同途方にくれている」との通報が届く。五〇%の収穫と期待したものが三〇、二〇%と月日がたつにつれて減っていく。上方農村の実地をまったく見ない江戸としては、これまで返報の度に「尤もである」と肯定し、上方はどこも同様の状況で、それも「雨露の養い」がなかったからだと自分を納得させてきたが、もはやこの段階では、江戸の書状から悲鳴が聞こえてきそうである。

次は収穫を控えた十月十六日付の江戸書状の一節である。

兩村ともに心を合わせていろいろ出精してくれているのは、殿様もよく御承知だ。けれども昨年・今年と凶作が続ぎ、大坂表の金主方も、返済される米の目当てがつかないためか身構え、容易に金の調達ができない。何はにおいてもそれに困り、殿様にも当惑されている。「行末の所は、殿様の御運は百姓の冥加にこれ有り候所に候えば、随分実意に出情よりはこれなし」。

地頭役人の それというのも上方にあるのは領知ばかりで、旗本宮崎氏としてはだれ一人、家臣を上方にいない村 常駐させていなかったからである。

明和八年五月二十五日、大坂西町奉行所より突然、藍那村に呼び出しがあり、同村から年寄二名が出向いた。用件は兵庫駅所への助郷人馬の件であったが、上方に役人がいる村々はその役人から糾明があるが、同村は上方に役人がいないので直接、召喚されたという次第である。ことは八部郡一同のことであるから、所々に聞き合わせて答えるようにとの指示をうけて年寄らは帰村した。ところが周辺の村々に聞き合わせようにも、いずれも地頭（領主）役人のいる村ばかりで、同村とは事情が違う。八部郡内にも六、七カ村ほど地頭役人のいない村があるが、いずれも灘目地方にあり、山田郷にある当村と立地事情も異なり、参考にはならない。したがって当村だけで対処せざるを得ない、困った次第だと村役人たちはこぼしている。地頭役人のいない体制が、この場合には大きな障害となることがわかる。幸いこの時は、係与与力瀬田の計らいによって都合よく対処できたようで、村役人は、江戸からも直接瀬田に対して挨拶するように求めている（七月七日付）。

また前年十一月四日には山田郷内において争われていた役抽・木挽出入についての裁許が、大坂町奉行所であった。この時も濟口証文が、上方に役人のいる村は役人に、いない村は用達に交付され、藍那村では用達（または用聞ともいう）小橋屋を通じて、江戸に提出している。用達小橋屋は、先述の兵庫駅所一件でも、村々に町奉行からの召喚を取り継ぐなど、地頭役人のいない支配体制の下では、それに代わって大坂町奉行所と村々をつなぐ役割を果たしている。

しかし、江戸の旗本との関係では、ほぼすべての業務は村役人が、基本的に担っている。死去や任期切れによる村役人の更迭も、次期村役人を立てて江戸に伺い、宗門改め、作柄の把握、貢租の収納と処分、さらに水論などのような訴訟裁判事務も地元の村役人が取り扱い、江戸は結果を報告によって知らされるのみである。

数年に一度、江戸から役人が出向くことがあり、明和七年には江戸役人の一人杉原専助が藍那村に出掛けている。ところが翌八年暮にも、同年分の賄方の金策について一人、上方にのぼる必要が生じた。この頃ちょうど上方両村で実施していた年貢定免制の切り替え時にも当たり、その処置も兼ねて人選が行われた。その結果再び杉原専助に上坂の任が下りたのだが、杉原は自分分は養子係りを勤めている身でもあり、一身二役は及びがたいなどを理由に結局出かけず、村側でよく相談して、半年分だけでも「品よく相調え」、うまく金策してほしいと頼む始末である。自ら上方に出張して直接何かを指揮しようという積極性はほとんどなく、上方からの報告に対しては「承知した」、また上方の村役人に対しては「幾重にも頼む」を繰り返すばかりである。

殿様の御意

さて稲の収穫があり、その上納が済むと、今度は年貢米として納められた米の処分をどうするかが問題となる。前年明和七年の場合には凶作で、十二月初旬によくやく二百石が収納され、それは五度に分けて売却・換金された。残余は品質の落ちる粗悪米のため農民が地元で換金し、その分

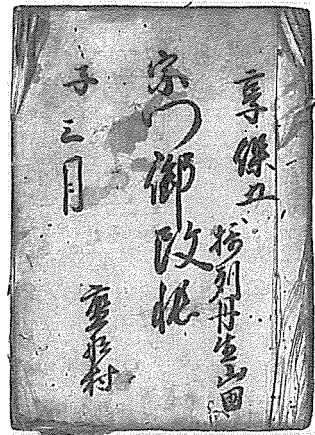


写真 69 享保5年藍那村「宗門御改帳」(表紙)

の年貢は銀納することとされている。これもすべて、庄屋の裁量である。江戸では、上方から送られてくる売却米の「買請証文」(売り払い証明といえるもの)と毎月為替で送金されてくる金額を受け取るばかりである。それでいても、旗本は借財で倒れるわけでもない。幕藩体制は江戸の旗本にとって、まことに都合な制度であったというべきだろうか。しかし当の本人たちは必死だったようで、時に危機感あふれた文言が、江戸からの御用状にみえる。その反映として七年十二月十四日の書状には珍らしく、殿様の「御意の趣」がしたためられている。

藍那村は昨年今年と大旱魃、とくに今年は何年貢米の取立も村役人の了簡に及び難く、京都の草間源右衛門を頼り願書を提出した。草間氏からの書状とともに願書も熟覧の上、百姓中難儀の由を殿様につぶさに申し上げたところ、殿様にも甚だ不便に思し召し、「定免中ではあるが当年は格別のこと、また年来実意をかけて出精してくれているので、当年は両村熟談の上、上納できる分だけ納め、村民が続いていくように」との思し召しであった。

とはいってもこれは建前で、江戸としてもどから手が出るほど金が欲しいのである。

近年は世上一同に困窮の時節で、金銀繰廻しも調いかね、明春の賄い方(財政)に差し障る。しかし百姓中やお前たちだけでは頑張ってもうまいかないだらう。そこで江戸の役人の中から一人、早春にでも上方にのぼるようによとの殿様の御意だ。しかし自分は何かとよんどころない御用があり、その上、養子様の結納・相続の一件もあり、また行くとしてよほど経費もかかるので、何とか両村衆中が申し合わせて出精してほしい。殿様にも首尾よく御奉公を勤め遊ばされるように、くれぐれもよろしく取り計

らってほしい。

このように何度もくり返される江戸の懇請に応えるように、村方では金策に走り、同年も両村から暮れの送金があり、「段々骨折り（中略）、先づ当暮の所は大御安心にて御満足」と江戸では喜び、すぐさま関心は次月の送金に移っている。

翌八年一月十二日には、一年中の分が無理であれば、何とか半年の七月分までも金を調えるように頑張ってほしいと力説、江戸役人の下向については、再度、自分に行けないので何とかうまく運んでほしいと頼み込んでいる。殿様である旗本自身が、内々のことは上下一和していかようにでもできるが、金銀だけは他人（大坂の金主）を加えなければ相談も調い難いといっているにもかかわらず、江戸の役人たちはその労すら放棄し、書面一本を頼りに、現地の村役人たちに全面的に依存するのである。書面行政の極みだといっていいだらう。

江戸への送金システム　ここで上方から江戸への送金システムについて触れておこう。上方からは毎月、定額の送金があった。江戸の御用状には次のように受け取った旨が記される。

五月先納金拾両為替取り組み差し下し、当地はりま屋新左衛門よりこれを持参、受け取り申し候（安永二年五月三日付）

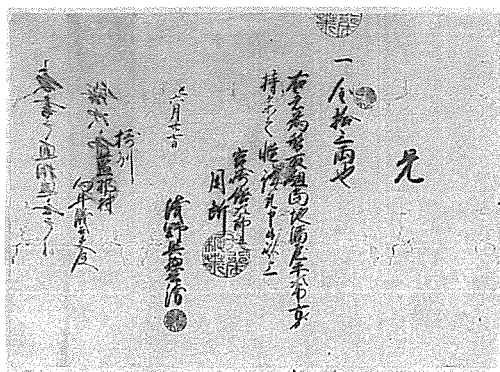


写真 70 旗本宮崎氏為替金請取覚

このように月額一〇兩である月が多いが、三月は五〇兩で、明和八年には一〇兩増しの六〇兩が求められている。その追加分は五、七月の送金時に差し引くこととされている。また金銀は、年貢先納金として上方から為替で送られていたことがわかる。九月十四日書状には「賄金」とあり、月々に送られる上方両村の年貢先納金が、旗本宮崎氏の江戸での賄金（家計費）に充当されていたのである。上方で為替を組むのは藍那・目垣両村の庄屋だが、そのつど年貢米を処分、換金して組むわけではもちろんない。年貢米の処分は稲の収穫・納入後の十二月から三月に限られ、その時以外に領主は本来換金手段を持たない。それではこの期間しか現金収入がないから、この限られた時期に行われる年貢米の処分を抵当に、金を借り、江戸に送金するのである。

本来それは年貢米の受け手で、同時に販売によって換金収入を得る旗本の業務であるが、旗本はそれをすべて年貢米の納め手である村役人に任せているのである。といっても大事なのは、年貢米を抵当に金を貸してくれる人物である。江戸書状に出る「大坂表金主方共」がそれである。その年の年貢米の売却によって得られる金銀を抵当に、彼らから村々が金を調達し、それを一月より十二月まで月割りで送金する。もちろん金利が付いた。年貢収納に先じて送金されているから、「年貢先納金」といわれる訳である。その年の一月に江戸から「当年御月割書付」、つまり江戸への仕送り指令書が送られ、それにしたがって一年分の送金が済めば、翌年一月に前年分の「年貢先納勘定目録」つまり支払い明細が、上方から江戸に送られてこの送金システムは完了する。

ところが不況時には大坂の金主たちは、金融を渋ることも度々あった。そのような時には村々は送金の工

表 56 旗本宮崎氏の支出案(延享元年(1744))

費目	金額	比率
	両分	%
A 御家中人件費等	296.3	53.3
内訳 { 金 137両2分		
{ 米 159石31		
B 台所入用	146.3	26.3
C 幕府上納金	40	7.2
D 上方利子ほか	37	6.6
E { 年賦金(使途不明)	23.2	4.2
{ 上方諸経費	13.1	2.4
合計	557.1	100.0

資料:「藍那村文書」

面に手間取り、毎月上旬が納期なのに下旬に延びたり、月一〇両を五兩ずつ二回に分けて納入することもあった。明和七〜八年には大凶作に加え、大坂町人に幕府から御用金が課せられたため、「金銀繰廻し」(村方による為替金の調達)には相当の困難を伴ったと思われる。江戸の殿様と上方の農民が「上下一和」しても、金銀のことだけではどうにもならない、という江戸書状の文言には、意のままにならぬ大坂金主たちのウエー
トの大きさが表現されている。

旗本の家計

年額でどれだけの送金が上方からあり、またそれが旗本宮崎氏の賄方(家計)をどの程度支えたのか、御用状だけではそれがわからない。幸い、時期をさかのぼるが、延享元年(一七四四)

に作成された同家の年間収支明細がわかるので、それを整理してみた(表56)。

収入額は、関東と上方の領知村々から上る年貢米五二〇石を、一石につき一兩の相場で換金して得られる五二〇両である。支配村高二〇〇石であるから、年貢率は二六%を見込んでいる。明和七〜八年のような凶作になれば、その収納米は当然目減りし、また米価の高低にも左右されるのが常であったから、この数値は
いうまでもなく一つのモデルであった。

それに対し支出は大きく五つの項目から構成されている。まず(A)は江戸屋敷に抱える家中(侍はじめ、代官、足軽、女中、中間、

門番などの人々への人件費で、米・金両方で支給され、金額にすると二九六兩三分となる。つぎに(B)は江戸台所用の諸経費で、薪・炭・塩・酒・香物といった費目が並んでいる。(C)は幕府への上納金。(D)は上方からの仕送り金に対する金利が大半を占めている。(E)は上方での諸経費で、中間四人ちゆうかんしにんに対する給与が主な費目となっている。他に若干の使途不明金があるが、およそ支出を合計すると五五七兩一分となり、三七兩一分の赤字である。この帳簿は上方の村役人の手で成ったもので、この収支計算をもとに、江戸賄方の儉約が行われるはずだと記している。ところが江戸の方では、そう農民の計算通りにいかない事情があった。

公儀との

農民の思惑通りに旗本財政が改善されない要因の一つは、公儀との関係である。明和八年の江

関係

戸御用状にも八月の頃に「此の度諸国一同早魃に付、御公儀様より、御儉約等仰せ出されこれ有り候、これにより此の度、猶又厳しく御儉約仰せ付けられ候、さゝいの儀も心付くる様仰せ出られ候」と見え、江戸屋敷でもこれまで以上に儉約し、書状などにも有合せの紙で間に合わせると記している。

また明和七年から八年にかけて領主である旗本宮崎氏では婿養子が迎えられている。当時の家主は幹忠(代々七郎右衛門と称す)で、延享三年八月に遺領を継ぎ、当時西の丸の御小姓組に属していた。幹忠には子息がいたが、早世した。そのため次の娘に、堀田兵部一常の三男岩次郎が婿養子として迎えられたが、この時のことをいうのだろう。江戸役人の一人である杉原専助は同八年の賀詞で、同冬は公儀へ婿養子願いが行われたため、甚だ取り込み、多忙、また物入りが多かったと断っている。すでに村々へは、養子の屋敷入り(引越し)の日程は二月中旬くらいになりそうだが、その上は月割金を加増して、当面は三月分のみ一〇兩

増しにしてほしいと願っている。江戸では婿養子の縁組みのため、例年以上に金策に迫られていたのである。そして同年暮の書状には、養子の一件ではよほど出費もかきむが、何とか両村の衆中が申し合わせて出し、「殿様にも首尾能く、御奉公勤まるように勵んでほしい」と訴えている。つつがなく養子縁組が調い、「家」が続くことは公儀への奉公でもあったのである。

八年一月両村は決まった縁組を祝って、挨拶状とともに殿様へ金二百匹、若殿様へ五百匹、御娘様へちりめん小袖一領と金二分の祝儀をそれぞれ送っているが、このように村々に多大な出金を強いて養子縁組は行われ、一四年後の天明五年（一七八五）十二月養子岩次郎は成庸と改名して宮崎家を継いでいる。時に三二歳であるから、養子入れの時は一八という若さであった。